

## 建築物の解体等における石綿飛散防止検討会設置要領

### 1. 目的

最近、アスベストによる健康被害が社会問題化し、平成 17 年 7 月 29 日の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において「アスベスト問題への当面の対応」が決定され、環境省の対応事項として「石綿の大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する」ことが記載されたところである。

これを受け、環境省は(社)日本作業環境測定協会(以下「協会」という。)に所要の調査を依頼したところであり、本検討会はその調査の一環として協会において設置され、特定粉じん排出等作業の届出対象範囲の見直し等について、必要な情報を収集、整理し、技術的検討を行うことを目的とする。

### 2. 検討会の運営方針

#### (1) 構成

本検討会は、学識経験者、地方自治体担当者及び解体作業等の実態を熟知する者により構成する。なお、委員の互選により委員長を定める。

#### (2) 検討会の公開

本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長は、その理由を明らかにした上で本検討会を非公開とすることができる。

また、委員長は、本検討会の公開に当たり、検討の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

#### (3) 代理出席

代理出席は、原則として認めない。ただし、あらかじめ事務局に登録した者への代理出席はこの限りでない。

#### (4) 会議録等

公開した検討会の議事要旨は、当該検討会に出席した委員等から明示の了承を得て調製し、原則として公開するものとする。

#### (5) その他

上記に規定するもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は委員長が定めることができるものとする。